

# 身内に甘い捜査機関 警察が「被害者」



「黒々とした2本のスリッパ痕の写真(左端)を見せられたときは、頭の中が真っ白になりました。バスには子供たちを乗せていたのに、普段からブレーキには細心の注意を払っていました。あんな痕跡は絶対に残るはずがないのです」  
何か大きな力に陥れられようとしているのではないかと、そんな恐れが現実のものとなる思いだった。

問題の写真には、たしかに長さ1・1・2枚の黒いスリッパ痕状のものが写っている。通常、こうした重要な痕跡は、事故現場で本人に指差し確認などをさせて写真を撮るはずだ。

だが検察側は「バスは止まっていた」という片岡さんの供述には取り合わず、対向車線を走行していたという別の白バイ隊員の目撃証言をもとに、「バスが安全運転を怠って国道に出て白バイをはねた後、急ブレーキをかけて、倒れたバイクを3メートル引きました(右)左

瞬間の目撃談  
採用せぬ裁判所

そこで私は、事故時にバスに乗車していた生徒に話を聞いてみた。すると、「バスは止まっていました。事故のときもそれほど大きな衝撃はなかったのですが、私たちはしばらく何が起こったのかわからなかったほどです。ハルさん(片岡さんの愛称)は悪くないのに、どうして手錠をかけられるといいけないの?と、泣きだす子もいました」

事故当時、乗用車を運転してバスのすぐ後ろにいた中学校の校長は、私の取材

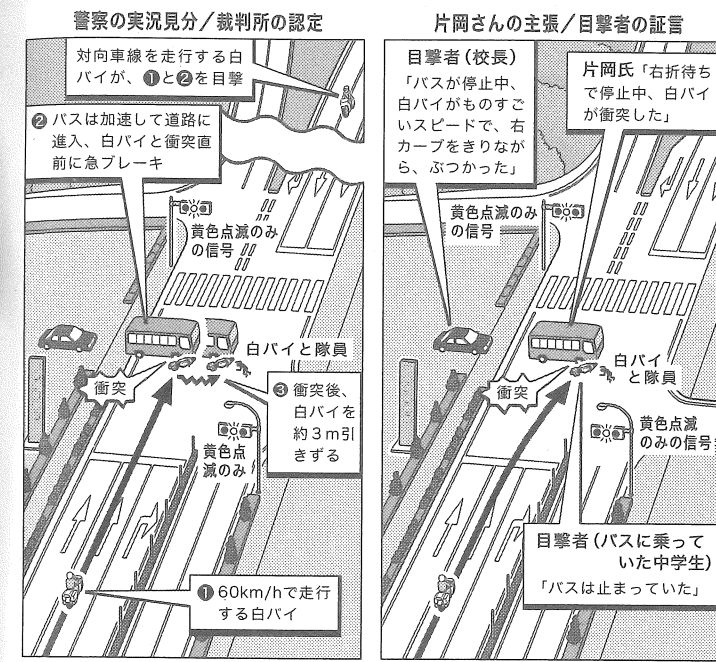
に断言した。「刑事裁判でも証言したのですが、衝突のときバスは間違いなく止まっています。そこへ、何かがあるスピードで右カーブを切りながらバスの右前につかっただけです。白バイだったという事は後でわかりました。これは、私の目の前で起きたことです。私は自分を信じます」

しかし、07年6月、一審の高知地裁は校長らの目撃証言を一切採用せず、「真摯な反省の情を示すところが無い」として、片岡さんに禁固1年4カ月の実刑判決を下した。執行猶予のつかない重い判決だった。

片岡さんはすぐに控訴し、同型バスによる制動実験結果などの新証拠を提出。「スリッパ痕はつくはずがなく、捏造されたものだ」と訴えたが、高松高裁はその証拠の検証もせぬまま、1回の公判で即日結審し、「現場にはバス前輪のスリッパ痕があり、警察官が捏

高知の白バイ事故直後の現場。左は事故から8カ月後、片岡さんが検察から初めて見せられた「バススリッパ痕」とされる写真

# 白バイ事故でわかる を「加害者」にする手口



イラスト・佳岡廣澄

古川刑務所を出所した元運転手の片岡晴彦さん(56)は、刑務所での過酷な日々を、言葉少なに振り返る。

収監中は冷暖房のない3畳の部屋に、一人で座り続ける日々だった。筋肉は極端に落ち、和式の便器にしゃがむことも難しいほど足腰が弱っていたという。

「運動は1日約20分。屋外にある狭い動物園のような檻の中に入れられ、その中をただひたすらぐるぐる歩き続けるだけでした。風呂は1週間に2回、入浴時間は15分。お湯かけは洗面器に14杯まで決められていました。冬は暖房がないので、湯船に浸かっているときだけが極楽でした」

もちろん、罪を犯した者が、こうした処遇を受けるのは当然のことだ。しかし、その「罪」にまったく覚えがなかったとしたら……。

その事故は、2006年3月3日午後2時34分、高知県春野町(現・高知市)の国道で発生した。この日、片岡さんが運転するバスに

は、卒業遠足を楽しむ中学校3年生22人と引率者が乗車していた。

片岡さんの証言によると、国道沿いのレストランで昼食を済ませた一行を乗せ、バスは駐車場を出て一時停止した。右折しようとして交差点の中央まで進み、そこで左右の車が途切れるのを待つため停止していたそのとき、右方向から走ってきた高知県警交通機動隊の白バイが突然、バスの右前角に衝突した(上の右図)。

白バイを運転していた隊員(当時26)は、胸部大動脈損傷などで即死。片岡さんやバスに乗っていた生徒たちにはけがはなかった。

片岡さんは事情がつかぬまま、現場で逮捕され、3日間勾留。4カ月後には免許取り消しの行政処分を受け、長年従事してきた運転手の職を失った。

事故から8カ月後、検察は、取り調べの中で警察の実況見分調査に貼られていた写真を示してきた。片岡

交通事故があれば警察を呼ぶ。公平に事実を調べてくれると信頼するからだ。だが、一方の当事者が警察官の場合、その捜査は公平なのか。白バイがからむ二つの交通事件をみると、それはノーと言わざるをえない。身内をかばうためなら、警察は市民を犯罪者にすることも厭わないのか。

ジャーナリスト 柳原三佳

「刑務所に収監された直後は、『何で自分が……』という思いに苦しみました。でも、どうせここから出られないのなら、『自分は犯罪者なんだ』、そう割り切って、亡くなった白バイ隊員の冥福を祈りながら過ごそうと決めました。それでも48日は長かった。本当につらかった……」

2月23日、禁固1年4カ月の刑を終え、兵庫県の加

造した疑いは全くない。被告が右方の確認を十分にしていれば、衝突を容易に避けることができた」として、一審同様、禁固1年4カ月の実刑判決を言い渡した。片岡さんは最高裁へ上告したが、棄却。実刑が確定し、刑務所に収監されたのだ。

「事故の瞬間を見た」バスの中にいた」という複数の証言が無視され、対向車線を走っていたという同僚の証言や物理的に説明のつかないスリップ痕が採用される。公平な捜査、公平な裁判がなされたとはとても思えない。

1年4カ月の禁固刑を仮

出所なしで満期まで務めた片岡さんは、今も「無罪」を訴え、再審請求に向けて準備中だという。

実は、高知の事件と酷似した白バイ事件が、隣の愛媛県でも発生していた。

松山市の山本純子さん(41)は、長男の昌樹さん(事故当時16歳)が白バイとの衝突事故で重傷を負ってから、名誉回復をかけて闘った苦しい日々を振り返る。

「警察、検察、公安委員会、裁判所……どこでも相手にされず、このまま泣き寝入りするしかないのかと、あきらめかけたこともありました。でも、警察が作った

### 捜査が進む中で消えた「右折車」

事故は、04年11月8日午後2時ごろ、松山市別府町の信号機のない変則三叉路交差点で発生した。この日、250ccのスクーターに乗って友人宅へ向かっていた昌樹さんは、前方から走ってきた緊急走行中の750ccの白バイと衝突。手足を骨折する重傷を負った。白バイ隊員(事故当時29歳)も右腕を骨折したが、双方とも命に別条がなかったのが不幸中の幸いだった。

この事故の一部始終を、間近で見ていた目撃者がいた。現場の前にある青果店

の店主Aさんである。「(白バイの)サイレンが聞こえたので、店の前に出てみると、目の前の三叉路交差点に、右折待ちの車が1台いました。その後ろに黒いスクーターが走ってきて止まったんです。そして前の車が右折した直後、いきなり大きな衝突音がして、白バイとスクーターが衝突したのです」

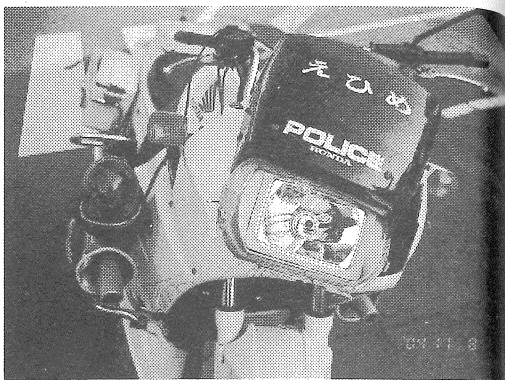
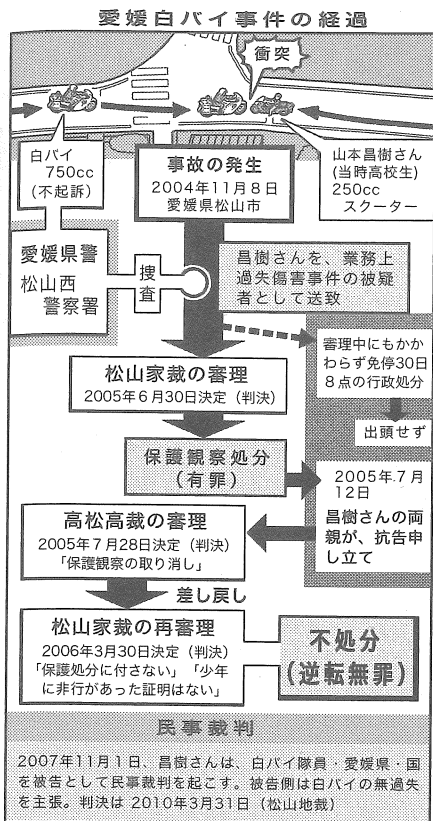
Aさんは現場検証にかけた警察官に、見たままの状況を話した。目撃調書の作成にも協力。さらに、4カ月後、検察庁でも同じ内容を話すと証言し、調書に残したという。また、昌樹さんの供述調書にも、「右折しよう」と交差点に入ったら、前に1台車が止まっていたので、自分もその後ろに右足をつけて止まっていた。そして、前の車が右折していきなくなったとたん、白いものが覆い被さるよう

におつた。と書かれており、その内容は当初から、Aさんの目撃証言と合致していた。

これらの証言を総合すると、この事故は、白バイが右折車の陰になっていた昌樹さんのスクーターに気づかず起こってしまった。そう考えるとつじつまが合う。

一方、白バイ隊員の供述は、「右折車や、衝突直前のことは覚えていない」と、あいまいなものだった。しかし、捜査が進む中でなぜか「右折車」の存在は抹殺されてしまう。Aさんの証言も昌樹さんの供述も一切採用されず、昌樹さんは「時速約15キロで急な右折をし、白バイの進路を妨害した」とされ、業務上過失傷害の容疑で書類送検されてしまった。一方の白バイ隊員は不起訴処分だった。

そして05年6月、松山家庭裁判所は「交通短期保護観察」という「有罪」の処分を決めた。この結果を受け、昌樹さんの通う高校は、退学処分も検討したという。そこからの苦難の経緯は、上の図に示したとおりだ。家裁の判断に納得できな



事故を起こした松山西署交通課の白バイ。実況見分調査には、なぜか白バイの転倒状況を撮影した写真が一枚もなかった

つた昌樹さんと両親は、2週間以内なら高裁に「抗告」できることを知り、自ら現場検証をし、手書きの証拠書類にまとめ、高松高裁に申し立てた。

高松高裁は、それらを精査した上で、「原決定には重大な事実誤認や処分著しい不当がある」と指摘し、家裁に事件を差し戻した。それを受けた松山家裁は、保護観察処分を取り消し、不処分を決定。昌樹さんは、「有罪」から一転、異例の「無罪」を勝ち取ったのだ。それにしても、検察はなぜ、これだけ具体的な目撃証言を無視し、白バイ隊員

を不起訴にしたのか。

その理由は、愛媛県警松山西署が作成した「総括捜査報告書」の中にあつた。

なんとそこには、目撃者のAさんについて、「山本昌樹の母や祖母と仕事を通じて面識があり」と書かれ、山本家の関係者が「Aさんから目撃時の状況などを聴取する等して、(スクーターの)前に車が止まっていたとの実体験と異なる事故状況を創作した可能性がある」として、(供述内容の信憑性は乏しいものと言わざるを得ない)と書かれていたのだ。

純子さんは憤る。「創作」しているのは警察です。Aさんと仕事を通じての面識? 目撃時の状況を聴取? 全部でたらめです。これでは善意で捜査に協力してくださったAさんにあまりに失礼です。こんなこと、許されていいのでしょうか」

### 民間人より低い公務員の起訴率

私はかつて、「起訴率の官民格差」について調査したことがある。長年、交通事故の取材を続ける中で、公務員が起こした重大事故の処分が甘いことに疑問を抱いたからだ。

公務員は禁固刑以上の刑に処せられた場合、職を失う規定がある。よって、公務員が交通事故で、正式起訴され、有罪判決を受けるため、警察や検察は意識し

対して寛大な処分をしているのではないかと、という視点だった。

『犯罪白書』や法務省刑事局提供のデータをもとに計算したところ、1998年の交通関係業務過(業務上過失致死・傷害または重過失致死罪)における正式起訴率は全体では0.79%だが、公務員では0.07%と11分の1にすぎなかった。02年

で比べても公務員の正式起訴率は、民間人を含む全体の約4分の1だった。この裏側には、警察や検察が、「調書の非開示」を盾に、意のままに捜査結果を操れるという恐ろしい現実が隠れているのではないかと、公務員のなかでも、「身内の身内」である警察官が事故を起こした場合、初動捜査にあたる警察には、仲間間の処分を軽くするだけでなく、警察組織としての責任を逃れるという大きな目的が存在するのかもしれない。

さんだが、これで一件落着きというわけにはいかなかった。愛媛県警はこの結果が出た後もなお「白バイに過失はなかった」として白バイの修理代と隊員の治療費などを山本さん側に請求してきたのだ。

こうした県警の不誠実な対応に憤りを感じた両親は、07年11月、愛媛県や国を相手に損害賠償請求訴訟を起し、闘いは今も続いている。山本さん側代理人の弁護士は1人だが、県と国は総勢15人の代理人を法廷に投入している。その費用はもちろん、税金である。

この民事事件でこの3月31日、松山地裁が下す一審判決に注目したい。

3月31日午後6時半から、愛媛県女性総合センター(松山市)において、愛媛白バイ事件判決報告と、柳原三佳、仙波敏郎(元愛媛県警警察官) 両氏の講演会が開催されます。

池波 正太郎の世界 15号 堀部安兵衛/おれの足音 好評発売中 毎週木曜日発売 定価580円(税込) 朝日新聞出版